

確認日 年 月 日

## 【フラット35】借換対象住宅に関する確認書

(金融機関名)

株式会社優良住宅ローン 御中

申込人(本人) (氏名)

実印

連帯債務者 (氏名)

実印

私(連帯債務者を含みます。)は、貴金融機関あて 年 月 日に「フラット35」の借換融資の申込みを行った住宅について、次のとおり確認しました。

なお、当該申出に虚偽があった場合は、融資承認を取り消されてもなんら異議ありません。

確認項目	確認内容	確認方法	内容確認欄 (いずれかにチェック)		金融機関 使用欄
			適合 (非該当)	不適合	
住宅の 建設時期	<b>【確認済証または検査済証で確認する場合】</b> ・確認済証の交付年月日が昭和56年6月1日以降であること。  <b>【上記による確認ができない場合】</b> ・新築時期(※1)が昭和58年4月1日以降であること。	次のいずれかにより確認 ・確認済証 ・検査済証 ・その他公的機関が発行した書類(※2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
住宅の 床面積	・一戸建て住宅等(※3)にあつては70㎡以上、 共同建て住宅(※4)にあつては30㎡以上であること。	・登記事項証明書等により確認(※5)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
併用住宅 の床面積	<b>【併用住宅(※6)の場合のみ】</b> ・住宅部分の床面積が非住宅部分の床面積以上であること。 ・住宅部分と非住宅部分が壁や建具で区画されていること。 (注)併用住宅でない場合は右欄の「適合(非該当)」にチェックを入れてください。	・直接、目で見えて確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-
戸建型式 等	<b>【共同建て住宅(※4)または重ね建て住宅(※4)の場合のみ】</b> ・耐火構造の住宅または準耐火構造の住宅であること。 (注)共同建て住宅及び重ね建て住宅でない場合は右欄の「適合(非該当)」にチェックを入れてください。	・戸建型式は直接、目で見えて確認 ・構造区分は火災保険証券により確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-
接道	・原則として、一般の交通の用に供する道に2m以上接していること(※7)。	次のいずれかにより確認 ・確認済証 ・検査済証 ・直接、目で見えて確認	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-
維持保全	・建築基準法に違反する建築物等であるものとして、行政庁から是正命令等を受けていないこと。	-	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	-

- ※1 新築時期とは、登記事項証明書の「表題部」の「原因及びその日付」欄に記載されている日をいいます。
- ※2 台帳記載事項証明書、登記証明書等、公的機関が発行した住宅の建設時期を確認できる書類による確認も可能です。
- ※3 一戸建て住宅等とは、一戸建て住宅、連続建て住宅及び重ね建て住宅のことをいいます(図1参照)。
- ※4 共同建て住宅または重ね建て住宅については、図1を参照してください。
- ※5 確認済証(添付図面を含みます。)またはそれに代わる図面等による確認も可能です。
- ※6 併用住宅とは、住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます(図2参照)。
- ※7 新築当時に建築基準法に基づく建築確認を受けている住宅はこの基準に適合しています(図3参照)。なお、建築確認が不要な地域の場合は、2m以上の接道を直接目で見えて確認してください。  
(詳しくは、「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書の記載方法」をご覧ください。)

図1 戸建型式

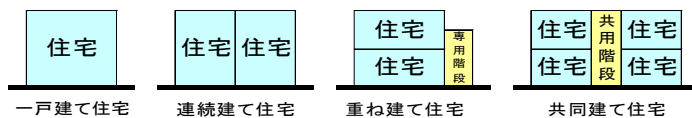


図2 併用住宅



図3 接道



▼ ご注意

- ・上記内容確認欄(住宅の建設時期に関する確認欄を除きます。)において、**不適合が1つ以上ある場合には、融資の対象とはなりません。**
- ・現在お住まいの住宅の確認済証の交付年月日が昭和56年5月31日以前(建築確認日が確認できない場合は、新築時期(※1参照)が昭和58年3月31日以前)の場合は、検査機関または適合証明技術者による物件検査を受け、「適合証明書」を金融機関に提出する必要があります(本確認書は使用できません。)
- ・建築基準法に不適合な場合などは融資の対象とならない場合があります。

## 【フラット35】借換対象住宅に関する確認書の記載方法

以下の確認項目について、基準に適合していることが確認できた場合（該当しない場合を含みます。）は、内容確認欄の「適合（非該当）」にチェック☑してください。確認できなかった場合は「不適合」にチェック☑してください。内容確認欄（住宅の建設時期に関する内容確認欄を除きます。）に不適合が1つ以上ある場合は、借換融資の対象となりませんのでご了承ください。

確認項目	確認内容	確認方法（書類）
住宅の建設時期	<p>【確認済証※1、検査済証等※1※2で確認する場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>確認済証の交付年月日が昭和56年6月1日以降であることを確認してください。</li> </ul> <p>※1 確認済証または検査済証とは、新築時に建築基準法に適合することが確認された場合に交付される書類です。「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書」と併せて、確認済証（写）または検査済証（写）を金融機関へご提出ください。</p> <p>※2 台帳記載事項証明書、登録証明書等、公的機関が発行した住宅の建設時期を確認できる書類を含みます。</p>	次のいずれか ・ 確認済証 ・ 検査済証 ・ その他公的機関が発行した書類※2
	<p>【上記による確認ができない場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>登記事項証明書の新築時期※3が昭和58年4月1日以降であることを確認してください。</li> </ul> <p>※3 登記事項証明書の新築時期とは、登記事項証明書の「表題部」の「原因及びその日付」欄に記載されている日をいいます。「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書」と併せて、登記事項証明書を金融機関へご提出ください。</p>	・ 登記事項証明書
住宅の床面積	<p>【一戸建て住宅、連続建て住宅または重ね建て住宅の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の床面積が70㎡以上であることを確認してください（区分所有建物の場合で登記事項証明書により確認するときは、66.04㎡以上であれば構いません。）。</li> </ul> <p>【共同建て住宅の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一戸当たりの床面積が30㎡以上であることを確認してください（登記事項証明書により確認する場合は、28.31㎡以上であれば構いません。）。</li> </ul> <p>図1 戸建型式</p>	・ 登記事項証明書等※4 ※4 確認済証（添付図面を含みます。）またはそれに代わる図面等による確認も可能です。
併用住宅の床面積 (併用住宅の場合のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅部分の床面積が非住宅部分（店舗や事務所等の用途に使用する部分）の床面積以上であることを、直接、目で見て確認してください。</li> <li>住宅部分と非住宅部分が、壁や建具で区画されていることを確認してください。</li> </ul> <p>併用住宅とは？ 住宅の一部に、店舗・事務所等の用途に使用する部分があり、内部で相互に行き来できる住宅のことをいいます。</p> <p>図2 併用住宅</p>	・ 直接、目で見て確認
戸建型式等 (共同建て住宅または重ね建て住宅の場合のみ)	<p>【共同建て住宅※5の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>3階建て以上の場合、適合（非該当）の欄にチェック☑を入れてください。</li> <li>2階建て以下の場合、火災保険証券の「構造区分※6」が、特級、A構造、B構造、C'構造、1級、2級、3'級のいずれかであることを確認してください（「省令準耐火構造」※7であることが確認できる場合も可）※8。</li> </ul> <p>【重ね建て住宅※5の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>火災保険証券の「構造区分※6」が、特級、A構造、B構造、C'構造、1級、2級、3'級のいずれかであることを確認してください（「省令準耐火構造」※7であることが確認できる場合も可）※8。</li> </ul> <p>※5 共同建て住宅または重ね建て住宅については、「図1 戸建型式」を参考にご確認ください。</p> <p>※6 登記事項証明書の「表題部（建物の表示）」の「構造」とは異なる場合がありますのでご注意ください。</p> <p>※7 一般火災保険における省令準耐火構造の場合は、                      ・ 構造区分欄：「省令準耐火構造（F構造）」または「C構造（省令準耐火構造）」                      ・ 割引欄：「省令準耐火割引」（構造区分欄は、「C構造」）                      と表示されるなど保険会社によって表示方法が異なります。</p> <p>※8 平成22年1月1日以降の火災保険証券の場合は、構造に関する記載事項で耐火構造、準耐火構造または省令準耐火構造であることを確認してください。ただし、「T構造」または「2級」と表示されている場合は、耐火構造、準耐火構造または省令準耐火構造ではない場合があります、その記載のみでは構造の判別ができないのでご加入の保険会社にご確認ください。</p>	・ 戸建型式については、直接、目で見て確認 ・ 構造区分については、火災保険証券で確認
二戸建て住宅または連続建て住宅の場合は確認不要)		
接道	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則として、一般の交通の用に供する道に2m以上接していることを次のとおり確認してください。</li> <li>① 確認済証または検査済証が交付されていることを確認してください。（新築時に建築基準法に基づく建築確認を受けている住宅はこの基準に適合しています）。</li> <li>② ①以外（確認済証または検査済証が無い場合）は、直接、目で見て確認してください。</li> </ul> <p>図3 接道</p>	次のいずれか ・ 確認済証 ・ 検査済証 ・ 直接、目で見て確認
維持保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法に違反する建築物等であるものとして、行政庁から是正命令等を受けていないことを確認してください。</li> </ul>	-

※借換融資の申込みを行う予定の住宅が「中古マンションらくらくフラット35」に登録されているマンションの場合は、フラット35サイト（www.flat35.com）から「適合証明省略に関する申出書」を印刷し、当該申出書を金融機関に提出いただくことも適合証明手続を省略することができます（借換融資の場合は【フラット35】Sの適用にはなりません）。なお、この場合は、「【フラット35】借換対象住宅に関する確認書」の提出は必要ありません。